

令和5年度開成町監査実施計画

種類 日程	定期監査 決算審査 (一般・特別)	定期監査 決算審査 (公営企業)	例月出納 検査	基金の運用 状況審査	健全化判断比 率等の審査	財政援助団 体等の監査	随時監査
4月			27日(木)				
5月			30日(火)				
6月		29日(木)	27日(火)				27日(火)
7月	12日(水) 14日(金) 18日(火) 20日(木) 24日(月) 27日(木)			12日(水) 14日(金) 18日(火) 20日(木) 24日(月) 27日(木)	27日(木)		
8月	2日(水)		2日(水) 30日(水)				
9月			26日(火)				26日(火)
10月			26日(木)			4日(水)	
11月			22日(水)				
12月			21日(木)				
1月			25日(木)				
2月			27日(火)				
3月			26日(火)				

(付記)

- 1 定期監査（財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理）は決算審査と同時期に年1回実施する。
また、公営企業会計は6月に、一般会計・特別会計は7月・8月に実施する。
- 2 例月出納検査は会計管理者及び公営企業管理者が保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数を検査する。4月・5月・6月は令和4年度予算に係る執行を併せて検査する。
- 3 基金の運用状況の審査は定期監査に併せて7月に実施する。
- 4 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1号）は7月に実施する。
- 5 財政援助団体等の監査は10月に実施する。
- 6 随時監査は6月と9月に実施し、監査対象は別途指定する。また、必要があると認めるときは特定の事務事業等の執行（委託事業、工事、補助金・交付金など）に係る監査を別途指定する日に実施する。
- 7 監査の実施に関しては、上記に定めるほか、開成町監査基準（令和2年3月26日監査委訓令第1号）による。
- 8 この実施計画は開成町監査基準第18条に定める年間監査計画である。